

運河法施行規則

1. 案内情報

手続名	: 工事設計の認可申請期限伸長の許可
手続根拠	: 運河法施行規則第13条
手続対象者	: 運河開設の免許を受けた者
提出時期	: 工事設計の認可を申請できない時
提出方法	: 期限伸長許可申請書を作成し、その運河を開設しようとする地域を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長(2つの管轄地域にまたがる場合は国土交通大臣)に提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 提出先にお問い合わせ下さい。 1部
申請書様式	: 期限伸長許可申請書
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 国土交通省河川局水政課	03 - 5253 - 8111	内線35225
	港湾局管理課	"	内線46173
東北地方整備局	河川部	022 - 225 - 2171	
	港湾空港部	022 - 716 - 0001	
関東地方整備局	河川部	048 - 601 - 3151	
	港湾空港部	045 - 211 - 7406	
北陸地方整備局	河川部	025 - 266 - 1171	
	港湾空港部	025 - 265 - 7770	
中部地方整備局	河川部	052 - 962 - 6311	
	港湾空港部	052 - 651 - 6262	
近畿地方整備局	河川部	06 - 6942 - 1141	
	港湾空港部	078 - 391 - 7571	
中国地方整備局	河川部	082 - 221 - 9231	
	港湾空港部	082 - 551 - 3900	
四国地方整備局	河川部	087 - 851 - 8061	
	港湾空港部	087 - 832 - 5777	
九州地方整備局	河川部	092 - 471 - 6331	
	港湾空港部	0832 - 24 - 4111	
北海道開発局	建設部	011 - 709 - 2311	
	港湾部	011 - 709 - 2311	
沖縄総合事務局	開発建設部	098 - 866 - 0031	

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準：個別に判断

標準処理期間：なし

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)